

衆議院経済産業委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 17 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 54 号）

- ・西村経済産業大臣、星野内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成—自民、立憲、維新、公明、国民、共産）

- ・岩田和親君外 5 名（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）から提出された附帯決議案について、山崎誠君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。

- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。

（賛成—自民、立憲、維新、公明、国民、共産）

（質疑者）櫻井周君（立憲）、馬場雄基君（立憲）、遠藤良太君（維新）、小野泰輔君（維新）、山下貴司君（自民）、中野洋昌君（公明）、鈴木義弘君（国民）、笠井亮君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

櫻井周君（立憲）

- （1） 特許出願に係る審査請求料減免制度の見直しによる特許特別会計の収支改善への影響
- （2） 経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開制度
 - ア 一次審査の導入に伴うシステム改修等の費用を負担する会計名
 - イ 保全審査の導入に伴うシステム改修等の費用を負担する会計名
 - ウ 保全指定に係る損失補償制度において損失を幅広く認定する必要性及び当該補償を負担する会計名
 - エ 保全審査の対象となる技術の開発が停滞しないために経済産業省が支援を行う必要性
 - オ 保全審査に付された特許出願の機微技術を削除して分割出願した場合における元の出願の出願日の利益に関する実務上の取扱い
 - カ 保全審査に付された特許出願の機微技術を削除してパリ条約による優先権制度に基づいて外国出願する場合における優先権証明書の発行等に係る実務上の取扱い
 - キ スーパー早期審査制度の趣旨を踏まえ保全審査についても迅速に審査を行う必要性
 - ク 保全審査に付された特許出願における代理人である弁理士の業務の在り方
- （3） 不正競争防止法改正案
 - ア デジタル空間における模倣行為の防止のため意匠法や著作権法など不正競争防止法以外の法律による保護を検討する必要性
 - イ 国際的な営業秘密侵害事案の域外適用に関し日本の裁判所で出された判決に基づく執行の在り方
- （4） 他人の氏名を含む商標の登録における同姓同名の他人の承諾が必要な範囲
- （5） 日本の知的財産権の保護強化のため諸外国と同様に懲罰的賠償制度を導入する必要性

馬場雄基君（立憲）

- （1） 損害賠償額算定規定の見直し
 - ア 増額請求が可能となるライセンス料相当額の定義及び具体的な算定基準
 - イ 損害額に係る被侵害者の立証負担を軽減する必要性
 - ウ 懲罰的損害賠償制度の導入を検討する必要性
- （2） デジタル空間における形態模倣行為の防止
 - ア 経済産業省が新たな規制対象として例示したイメージ（デジタルとリアルで類似したファッション例）が模倣と判断する理由

- イ デジタルとリアルをまたぐ形態模倣行為の規制に係る基準を明確化する必要性
- (3) 特許庁と知的財産権侵害の取締り当局（警察等）との連携及び知的財産法の運用に係る人材育成の強化の必要性
- (4) 「知的財産立国」の実現に向けた進捗状況及び今後の取組強化についての西村経済産業大臣の見解
- (5) 国際展開発明件数の動向
 - ア 我が国が国際展開発明件数ランキング世界1位であることが示す意味
 - イ 国際展開発明が多いという強みがビジネス拡大や経済成長に結びついていないことへの懸念

遠藤良太君（維新）

- (1) 不正競争防止法改正案
 - ア 不正競争防止法が規制対象としている商品形態
 - イ デジタル空間上の形態模倣品の著作権法における取扱い
 - ウ 不正競争防止法の適用対象を判例の蓄積を受け法改正して拡大することのメリット
 - エ 国外における侵害行為について日本の裁判所に裁判管轄を認めることの妥当性
 - オ 日本の企業が海外の裁判所に提起する場合の支援方法
 - カ 本改正案に先行した特許法における損害賠償額算定規定の拡充による侵害行為の抑止効果
 - キ 海外進出企業に対する外国公務員贈賄防止についての周知方法
- (2) 本改正案がデジタル空間における知財を活用した事業にもたらす効果についての西村経済産業大臣の所見
- (3) 燃料電池自動車（FCV）
 - ア 水素ステーションの2030年度の整備目標数
 - イ FCVの普及状況
- (4) 東南アジアにおいて日本車のシェアを維持するための方法

小野泰輔君（維新）

- (1) 不正競争防止法改正案
 - ア デジタル空間における形態模倣商品の提供行為が海外において行われた場合の対応
 - イ デジタル商品について不正競争による営業上の利益が侵害された場合における被侵害者の販売等能力を超える数量に基づいた損害分の算定の取扱い
- (2) 特許法改正案
 - ア 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービスに我が国が参加した時期及び主要先進国の参加状況
 - イ 中小企業等の特許出願審査手数料等の減免制度の見直しに伴う件数の上限に達する企業数の見込み及び激変緩和措置の必要性
- (3) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律改正案
 - ア PDF形式によるオンライン申請を可能とする理由
 - イ 紙ベースの資料をPDF化したものも申請可能とするかの確認
- (4) 我が国の知財分野におけるデジタル化の進展状況に関する西村経済産業大臣の認識

山下貴司君（自民）

- (1) デジタル空間における形態模倣商品の提供行為
 - ア 模倣の判断基準
 - イ 保護期間3年を経過した後に商品形態が周知又は著名になった場合においてデジタル空間上の形

態模倣商品の提供行為がなされたときの対応

- (2) 営業秘密の使用等の推定規定を拡充する実質的な意義及び拡充により期待される効果
- (3) 他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和により期待される効果
- (4) 本改正案が我が国の成長戦略にもたらす影響についての西村経済産業大臣の認識

中野洋昌君（公明）

- (1) 中小企業・スタートアップの知的財産活用に向けた政府の今後の取組及び本改正案が中小企業・スタートアップの知的財産活用にもたらす効果
- (2) 審査請求料の減免制度に係る改正の概要・趣旨及び同改正が中小企業・スタートアップの意欲阻害につながる可能性
- (3) 不正競争防止法の損害賠償算定規定が拡充されることにより中小企業等が営業秘密を侵害された場合の救済にもたらす効果

鈴木義弘君（国民）

- (1) 2018年の不正競争防止法改正以降これまで5年間における事案件数と被害金額
- (2) 海外における営業秘密侵害事案について日本の国内法で刑事罰を与えられるかの確認
- (3) 外国公務員贈賄罪
 - ア 罰金刑の上限額を引き上げる必要性及び法人に対する罰金スライド制を導入する必要性
 - イ 日本の懲役刑が他国と比較して短い理由
 - ウ 海外で発生した事案の日本の捜査手法
 - エ 外国公務員贈賄罪に関して他省庁と連携して対応する必要性
- (4) オンライン送達制度の導入に当たってはセキュリティーもあわせて強化する必要性
- (5) コンセント制度導入に当たっては当事者間における契約書の作成を法律で義務付ける必要性
- (6) 形態模倣行為と生成系AIによる生成物との関係整理を行う必要性
- (7) 中小企業の特許に関する審査請求料減免制度について中小企業の定義を見直す必要性

笠井亮君（共産）

- (1) 不正競争防止法改正案
 - ア OEC D贈賄作業部会における相互審査での指摘事項対応のための同法改正の経緯及び本改正におけるポイント
 - イ 我が国の腐敗防止への対応に対する国際的な評価についての西村経済産業大臣の認識
 - ウ 我が国の外国公務員贈賄への対応が消極的であるとの批判への受け止め
 - エ OEC D贈賄作業部会の第4期審査報告書に前期審査未履行事項の進捗状況に焦点を当てる旨の記載があることの確認
 - オ 第3期審査の実施時期
 - カ 第4期審査における勧告項目数
 - キ 第4期審査における勧告に対し、完全実施済み、部分的実施、未実施の各項目数
 - ク 未実施項目の具体化の見通し
- (2) 商標法改正案
 - ア 2015年度特許庁委託調査におけるコンセント制度を実施している国・地域数
 - イ 同調査においてコンセント制度未実施であった韓国、スペインにおける制度導入に向けた検討状況
 - ウ コンセント制度における出所混同防止措置の根拠条文及び趣旨

- (3) 特許庁の審査体制
 - ア EU、米国、日本における審査官1人当たりの年間処理件数
 - イ 特許審査の現場の実態についての特許庁長官及び西村経済産業大臣の見解
 - ウ 2024年度以降に任期付審査官が期限到来により年間100人ずつ減少していく状況に対する西村経済産業大臣の認識
 - エ 審査の速度や質を維持するために審査官の人員を拡充する必要性
- (4) 特許出願非公開制度
 - ア 来春施行に向け2023年度予算に計上された金額及び内容
 - イ 機微技術の1次審査に当たる審査官に対する適正評価制度の導入が人権侵害をもたらす可能性